中原区子育てイメージキャラクター「ミミ」「ケロ」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中原区子育てイメージキャラクター「ミミ」「ケロ」(以下「ミミ・ケロ」という。)の着ぐるみの貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

- 第2条 着ぐるみの貸出しを受ける者は、あらかじめ中原区長(以下「区長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 川崎市が業務に関し使用する場合
 - (2) その他、区長が認めるもの

(貸出の承認申請)

- 第3条 前条の承認を受けようとする者は、「ミミ・ケロ着ぐるみ貸出承認申請書」(第1号様式)(以下「申請書」という。)を区長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請書は、引渡希望日の10日前までに提出するものとする。

(貸出対象者)

- 第4条 貸出対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 中原区内で、事業を行う個人、団体等
 - (2) その他、区長が認める者

(対象事業)

- 第5条 着ぐるみの貸出対象事業は、次のいずれかに該当する事業とする。
 - (1) 川崎市が主催または共催する事業
 - (2) 民間主催の事業であって営利を目的としないもの
 - (3) その他、区長が認める事業

(貸出の承認・不承認)

- 第6条 区長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認するものとする。
 - (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合

- (2) 政党、政治、宗教及び営利活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 自己のマスコットとして使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 中原区(以下「区」という。) の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると 認められる場合
- (5) 「ミミ・ケロ」のイメージを損なう使用をし、又はそのおそれがあると認められる場合
- (6) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (7) その他、区長が適当でないと認める場合
- 2 区長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、「ミミ・ケロ着ぐるみ貸出承認・不承認通知書」(第2号様式)により通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

- 第7条 使用者は、使用に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)貸出承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
 - (2)貸出期間は、原則として1週間以内とする。
 - (3) その他、別に定める「ミミ・ケロ着ぐるみ貸出時の注意事項」を遵守すること。

(承認の取消し)

第8条 区長は、使用者がこの要綱及び承認内容に違反していると認められると きは、貸出承認を取り消すことができる。

(貸出方法)

- 第9条 使用者は、区から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は使用者が行うものとする。
- 2 同一時期に複数の申込があった場合は、原則先着順とする。

(貸出料)

第10条 貸出料は、無料とする。

(転貸の禁止)

第11条 使用者は、着ぐるみを第三者に転貸してはならない。

(使用中の事故等)

第12条 着ぐるみ使用中に発生した事故等については、使用者の責に帰するものとする。

(損害賠償)

第13条 使用者の故意、または過失により着ぐるみに損傷を生じさせた場合は、 使用者の責任において修理・修復するものとする。また、修理・修復が困難な 状態までに損傷した場合は、使用者が実費弁償するものとする。

(その他)

第14条 その他、この要綱に定めのない事項は、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。